

重要事項説明書

〔 指定（介護予防）福祉用具貸与
指定特定（介護予防）福祉用具販売 〕

スターコミュニティ株式会社
スター福祉用具サービス

【指定（介護予防）福祉用具貸与・指定特定（介護予防）福祉用具販売共通事項】

標記のサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明致します。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問下さい。

1. 事業所の概要

事業所名	スター福祉用具サービス
所在地	埼玉県さいたま市桜区田島4-41-8
事業者指定番号	埼玉県 1176503884
管理者・連絡先	壁谷 波江 TEL 048-865-1766/FAX 048-866-1744
サービス提供地域	さいたま市（左記以外は応相談）

2. 事業所の職員体制・職務内容等

職 種	従事するサービス種類	職務内容及び人員
管 理 者	福祉用具貸与・販売	・事業所の従業者の管理及び業務の管理 ・福祉用具相談専門員との兼務 名（常勤）
サービス担当職員 （福祉用具専門相談員）	福祉用具貸与・販売	・受付相談、福祉用具選定、その他貸与、 販売サービスに係る諸業務全般 福祉用具専門相談員 名（常勤 名,非常勤 名）

令和 年 月 日現在（兼任あり）総職員 名

3. 営業時間

区 分	平 日	土 曜 日	休 祭 日
営 業 時 間	9:00~17:00	休 日	休 日

（注）年末年始（12/31~1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

なお、上記時間外、平日以外についてはご相談下さい。

4. 事業の目的及びサービス方針等

（1）事業の目的

指定（介護予防）福祉用具貸与・指定特定（介護予防）福祉用具販売の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、指定（介護予防）福祉用具・指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とします。

（2）サービス方針

- ①事業の実施にあたっては、利用者である要介護者・要支援者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ②事業所の専門相談員は利用者である要介護者・要支援者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具・特定福祉用具等の選択の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具・特定福祉用具を貸与・販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能の維持等に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。また、要支援者においては生活機能の維持又は改善を図るものとします。
- ③事業所は、自らその提供する指定（介護予防）福祉用具貸与・指定特定（介護予防）福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ④指定（介護予防）福祉用具貸与・指定特定（介護予防）福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。また、指定（介護予防）福祉用具貸与・指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供にあたっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法でサービスの提供を行うよう努めるものとします。
- ⑤スターコミュニティ有限会社は周辺地域の住民を中心に、在宅生活が安心して過ごせるように、サービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- ⑥職員の研修への参加を年間計画に基づいて実施し、サービスの質の向上に努めます。

- ⑦事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

5. サービス提供・終了及び記録等

(1) サービスの利用開始

- ①事業者は、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って提供するサービスを定め、その内容を福祉用具貸与・販売計画書に記載の上、利用者及びその家族に対し説明し、同意を得ます。サービスの利用には、居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員へご相談下さい。
介護保険の認定を受けられているが、介護保険サービスの利用が全くなく、居宅サービス計画の作成がされていない場合は、指定特定(介護予防)福祉用具販売のみサービス提供を行う場合があります。

(2) サービスの利用終了〔指定(介護予防)福祉用具貸与〕

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合は、1週間前までにご連絡下さい。
②事業者の都合でサービスを終了する場合。
人員不足等止むを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。
③自動終了 以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。
・利用者が介護保険施設等又は医療機関へ入所、入院した場合(保留期間あり)
・介護保険サービスを受けていた利用者の介護認定が、非該当(自立)と認定された場合(この場合、契約条件を変更して再度契約をすることができます。)
・利用者が亡くなった場合。
④その他
・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しなくなった場合、守秘義務に違反した場合、利用者又はご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合等において、利用者に文書で解約を通知すること若しくは、利用者からの申し出により即座にサービスを終了することができます。
・利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により事業者はサービスを終了することができます。

- (3) 事業者は利用者に対する福祉用具貸与記録、特定福祉用具売記録を作成、保管管理し、その保管の期間は契約終了後5年間とします。

- (4) 利用者は事業者の事業所において、その営業時間内に必要に応じて福祉用具貸与記録、特定福祉用具販売記録の閲覧をし、その写し(謄)を受けられるものとします。

6. 秘密の保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
(2) ただし、サービス担当者会議において、目標を共有するために必要な個人情報は、利用者に予め同意を得た上で、情報提供することがあります。

7. 事故対応及び賠償責任

事業者はサービスの提供に伴い、事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
利用者に生命、身体、財産に損害を与えた場合には、話し合いによりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

8. 相談窓口、苦情対応

◎サービスに関する相談や苦情については、下記へご連絡下さい。

当事業所	電話番号	048-865-1766 (代)
苦情相談窓口	FAX番号	048-866-1744
	相談員(責任者)	片倉 扶美子
	対応時間	平日 9:00~17:00

◎公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

さいたま市桜区役所 高齢介護課	所在地	さいたま市桜区道場4-3-1
	電話番号	048-856-6178
	対応時間	平日 8:30~17:15
さいたま市保健福祉局 長寿応援部介護保険課	所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4
	電話番号	048-829-1264
	対応時間	平日 8:30~17:15
埼玉県国民健康保険 団体連合会	所在地	さいたま市中央区大字下落合1704番 介護福祉課 (5F)
	電話番号	048-824-2568
	FAX番号	048-824-2561
	対応時間	平日 8:30~17:00

9. 本契約に定めのない事項

利用者及び事業者はこの契約を誠実に履行し、この契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、介護保険法令、その他の諸法令に従います。

10. 裁判管轄

利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、さいたま地方裁判所を第一管轄裁判所とするものとします。

11. 虐待防止・権利擁護・身体拘束等の適正化について

- (1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発の防止、身体拘束等の適正化に関するための委員会を開催します。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管します。
- (3) 委員会において指針を整備し、研修を定期的実施します。
- (4) 担当者 片倉 扶美子

12. 災害・感染症対策における業務継続について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施・再開する為の計画を策定します。
- (2) 当該委員会において指針を整備し、研修・訓練（シミュレーション）を実施します。
- (3) 担当者 片倉 扶美子

13. 衛生管理等について

- (1) 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

15. 法人の概要

名称	スターコミュニティ有限会社
代表者名	代表取締役 片倉 扶美子
本社所在地	埼玉県さいたま市桜区大字上大久保904-10 (A505)
本社電話番号	048-858-4578
業務の概要	埼玉県さいたま市桜区田島4-41-8 TEL048-865-1766(代) ・スター訪問看護ステーション (居宅介護事業も含む) ・スターヘルパーステーション・スター福祉用具サービス

【指定（介護予防）福祉用具貸与】

1. 貸与品目

車椅子	床ずれ防止用具	認知症老人徘徊感知機器	自動排泄処理装置 (要介護4・5のみ *但し、尿のみを自動的に吸引する機能のものは要支援1~可)
車椅子付属品	体位変換器	歩行補助杖（注1）	
特殊寝台	手すり	歩行器（注1）	
特殊寝台付属品	スロープ(注1)	移動用リフト	

注1：歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖・固定式スロープを対象として福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかの利用による選択制を導入します。

選択制の検討につきましては、利用者に対しメリット及びデメリットを説明し、利用者の選択に当たって必要な情報を提供し、提案を行います。

※貸与しました福祉用具につきましては、概ね6ヶ月に1回、選択製品目については6ヶ月以内に1回(貸与計画書に実施時期を明記します。)使用状況、機能、安全性、衛生状態等に関して点検・モニタリングを行います。点検・モニタリングの結果につきましては担当のケアマネージャーへ交付し情報の共有及び、選択制の場合は貸与継続の必要性の検討を行います。

※利用者の要望があれば、適宜、貸与した福祉用具の使用状況の確認を行い、必要があれば、使用方法の指導、修理等を行います。

※点検の結果、貸与した福祉用具に交換の必要があると判断した場合は、速やかに交換等の手配を行いません。

2. 福祉用具の取り扱い

福祉用具の納品時に、取り扱い説明書を交付します。

また、福祉用具を実際に使用しながら取り扱いの説明をし、利用にあたっての事故防止のための注意事項等の説明を行いません。

3. 福祉用具の消毒方法等

レンタル商品については、当事業所一次店、㈱サイサンの指定する㈱日本ケアサプライ及び、他取引倉庫並びに豊田通商さいたまレンタルセンター取次ぎ㈱インフォゲートに委託し、イオン・オゾン燻蒸方式並びに弱酸性水等において適切に消毒し、常に清潔な商品を提供するとともに、出荷品と返却品を別々に保管、事業所においても適宜保管状態等の確認を行います。

4. サービス利用料

(1) 介護保険給付対象サービス(法定代理受領サービス)

①介護保険の適用がある場合は、原則として料金表(目録及びカタログ表示価格)に対して介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が利用者の負担額となります。利用者負担額については契約書に記載の合計金額の上記負担割合額となります。

※但し、被保険者証に負担割合の特記記載がある場合を除きます。

②レンタル料は1カ月単位で計算し、日割り計算はしないものとします。また、レンタル開始月及び終了月のレンタル料は契約書表面別表9に記載の通りとなります。

③介護保険での給付を超えたサービス利用料金は、料金表(目録及びカタログ表示価格)の全額が利用者の自己負担となります。

④事業者は当月料金の合計金額の請求明細書を作成し、翌月15日頃までに利用者へ発行します。

⑤利用者は、当月料金の請求明細書を受け取った月の27日までに口座振替または現金にて支払うものとします。

⑥事業者は料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

①介護保険給付対象外の場合には、一般レンタルとして料金表(目録及びカタログ表示価格)の全額が自己負担となります。

②レンタル品のうち に該当する商品につきましては、軽度者(要介護1及び要支援1, 2)の方には保険適用外となる場合があります。

③軽度者用の特殊寝台等の貸与については、別途契約書にセット価格として記載されます。

(3) その他

①貸与商品を取り扱い説明、注意事項に従わず、通常の使用以外で使用、放置等にて貸与商品を破損、滅失した場合、実費弁償が発生することがあります。

【指定特定（介護予防）福祉用具販売】

1. 指定特定（介護予防）福祉用具販売品目

(1) 指定特定（介護予防）福祉用具の対象品目は以下の通りです。

- ・腰掛便座（ポータブルトイレ等） ・特殊尿器 ・移動用リフトのつり具部分
- ・入浴補助用具（シャワー椅子, 入浴台, 浴槽用手すり等） ・簡易浴槽
- ・歩行器（歩行車を除く） ・単点杖（松葉杖を除く） ・多点杖 ・固定式スロープ

※下線の品目については福祉用具貸与又は販売の選択制になります。詳細は福祉用具貸与1項 注1を参照ください。

2. 代金及び保険給付の申請

(1) 償還払い方式

①指定特定（介護予防）福祉用具の代金は一旦全額を利用者が事業者へ支払います。商品の価格は料金表（目録及びカタログ表示価格の1割引き）にて提示します。

②事業者は指定特定（介護予防）福祉用具販売に際し、保険給付に必要な以下の書類を交付します。

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（※）
- ・被保険者あての領収書 ・購入品のパンフレット等
- ・特定福祉用具販売証明書（※）（※）については各市町村の様式により名称が異なる場合があります。
- ・特定福祉用具販売計画書（貸与計画書と兼用）

③利用者は上記の書類の交付を受けた後、直接または居宅介護支援事業所等を通して、保険者（市町村）へ申請し審査、受理された後、介護保険負担割合証に記載の割合を差し引いた代金が保険者より償還払いとなります。

(2) 受領委任払い方式（さいたま市のみ）

①指定特定（介護予防）福祉用具の代金は購入金額に対し介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額を自己負担分として利用者が事業者へ支払います。事業者は利用者より受領を委任されることにより、保険者から購入金額の保険給付金額を直接受領します。商品の価格は料金表（目録及びカタログ表示価格の1割引き）にて提示します。

②事業者は上記償還払い方式②（申請書に関しては、受領委任払い用となります。）の書類を交付し、申請を行います。

③被保険者証に負担割合の特記がある場合、その他事業者が適用外と判断した場合においては、受領委任払い方式ではなく、償還払い方式での申請となります。

3. その他

(1) 選択制の対象品目の提供にあたっては特定福祉用具販売計画書の作成後、目標の達成状況の確認を行います。

(2) 利用者からの要請等に応じて使用方法の指導、修理等を行う様に努めます。

【その他特殊事例等】

以下の事例に該当する場合は、所定の指定（介護予防）福祉用具貸与、指定特定（介護予防）福祉用具販売に掛かる重要事項に記載された費用以外に、別途費用が発生することがあります。

1. 交通費

(1) 運営規程により通常の事業実施地域を大幅に超えてサービスを提供する場合

①自動車を使用した場合

- ・さいたま市境界を超えた地点から10km未満 … 500円
- ・さいたま市境界を超えた地点から10km以上 … 800円

※通常の実施地域は「さいたま市」となります。

②高速道路等有料道路、公共交通機関等を使用した場合 … 実費

2. 搬入に特別な措置が必要な場合

クレーン車を使用する等の特別な措置が必要な場合、事前見積もりにて実費額を提示します。

3. その他

想定外の対応に関して実費が発生する場合には、事前の見積もりを出すこととし、利用者、事業者にて話し合いの上、同意を得た上で実費を徴収いたします。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定(介護予防)福祉用具貸与契約または指定特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 埼玉県さいたま市桜区田島4丁目41番8号
名称 スター福祉用具サービス
説明者 _____

指定(介護予防)福祉用具貸与契約または指定特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____
電話 _____
氏名 _____

代理人 住所 _____
又は 電話 _____
立会人 氏名 _____ (続柄) _____

【追加利用事項説明確認欄】

令和 年 月 日

指定(介護予防)福祉用具貸与契約・指定特定(介護予防)福祉用具販売の追加利用にあたり、上記の通り該当サービスの重要事項を説明しました。

事業者 説明者 _____

指定(介護予防)福祉用具貸与契約・指定特定(介護予防)福祉用具販売の追加利用にあたり、上記の通り該当サービスの重要事項説明を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人又は立会人 氏名 _____ (続柄) _____